

現在発動中の特殊関税

※下記特殊関税の対象品目、税率及び課税期間は変更される場合がありますので、最新の情報を日本関税協会 HP (<http://www.kanzei.or.jp/>) 又は税関 HP (<http://www.customs.go.jp/>) にてご確認下さい。

1. 報復関税（関税定率法第6条）

アメリカ合衆国原産玉軸受及び円すいころ軸受

対象品目	関税率表第 8482.10 号及び第 8482.20 号
税率	・アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。）を原産地とするもの 1.7%
課税期間	平成 17 年 9 月 1 日～平成 24 年 8 月 31 日（期間内に対象品目及び税率に変更有）
根拠政令	玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令

(注) 上記の関税は、実行関税率表に掲載された税率による関税のほかに追加的に課されるものです。

2. 不当廉売関税（関税定率法第8条）

(1) 大韓民国及び台湾産ポリエステル短纖維

対象品目	関税率表第 5503.20 号に掲げる合成纖維の短纖維（3.88 デシテックスを超える 22.23 デシテックス未満のもので、かつ、長さが 25 ミリメートル以上 80 ミリメートル以下のものに限る。）
税率	・大韓民国を原産地とするもの 13.5%（ただし、サムフン・カンパニー・リミテッド (SAMHEUNG CO.,LTD.) により生産され、かつ、本邦へ輸出されたものにあっては、6.0%。下記①の者により生産され、その者により本邦へ輸出されたもの及び下記②の者により生産され、①の者により本邦へ輸出されたものは除く。） ①の者 サムヨン・シンセティクス・カンパニー・リミテッド (SAM YOUNG SYNTHETICS CO.,LTD.) ソンリム・カンパニー・リミテッド (SUNG LIM CO.,LTD.) デヤン・インダストリアル・カンパニー・リミテッド (DAE YANG INDUSTRIAL CO.,LTD.) ヒュビス・コーポレーション (HUVIS CORPORATION) ②の者 ジャンウォン・ケミカル・ファイバー・カンパニー・リミテッド (JANGWON CHEMICAL FIBER CO.,LTD.) セファ・テキスタイル・カンパニー (SAEHWA TEXTILE CO.) ドンサン・インダストリー・カンパニー・リミテッド (DONG SAN INDUSTRY CO.,LTD.) ・台湾を原産地とするもの 10.3%
課税期間	平成 14 年 7 月 26 日～平成 24 年 6 月 28 日（平成 19 年 7 月 1 日に延長）
根拠政令	ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する政令

(注) 上記の関税は、実行関税率表に掲載された税率による関税のほかに追加的に課されるものです。

(2) オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガン

対象品目	関税率表第 2820.10 号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）
税率	・オーストラリアを原産地とするもの 29.3% ・スペインを原産地とするもの 14.0% ・中華人民共和国を原産地とするもの 46.5%（貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司 (GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO.,LTD.) により生産されたものにあっては、34.3%) ・南アフリカ共和国を原産地とするもの 14.5%
課税期間	平成 20 年 9 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日
根拠政令	電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令

(注) 上記の関税は、実行関税率表に掲載された税率による関税のほかに追加的に課されるものです。